

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成23年10月20日(2011.10.20)

【公表番号】特表2010-539077(P2010-539077A)

【公表日】平成22年12月16日(2010.12.16)

【年通号数】公開・登録公報2010-050

【出願番号】特願2010-523602(P2010-523602)

【国際特許分類】

A 6 1 K	31/716	(2006.01)
A 6 1 K	36/00	(2006.01)
A 6 1 P	9/00	(2006.01)
A 6 1 P	9/12	(2006.01)
A 6 1 P	9/10	(2006.01)
A 6 1 P	3/00	(2006.01)
A 6 1 P	3/04	(2006.01)
A 6 1 P	3/06	(2006.01)
A 2 3 L	1/30	(2006.01)
A 2 3 L	2/52	(2006.01)
A 2 3 L	2/38	(2006.01)
A 2 3 K	1/18	(2006.01)
A 2 3 K	1/14	(2006.01)
A 2 3 K	1/16	(2006.01)
A 6 1 K	36/18	(2006.01)
A 6 1 K	31/7024	(2006.01)
A 6 1 K	31/366	(2006.01)
A 6 1 K	31/7004	(2006.01)
A 6 1 K	31/05	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	31/716	
A 6 1 K	35/78	X
A 6 1 P	9/00	
A 6 1 P	9/12	
A 6 1 P	9/10	1 0 1
A 6 1 P	3/00	
A 6 1 P	3/04	
A 6 1 P	3/06	
A 2 3 L	1/30	B
A 2 3 L	2/00	F
A 2 3 L	2/38	C
A 2 3 K	1/18	A
A 2 3 K	1/14	
A 2 3 K	1/16	3 0 4 C
A 2 3 K	1/16	3 0 3 D
A 6 1 K	35/78	C
A 6 1 K	31/7024	
A 6 1 K	31/366	
A 6 1 K	31/7004	
A 6 1 K	31/05	

【手続補正書】

【提出日】平成23年8月31日(2011.8.31)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

α -カラギン、 β -ラグ酸及び糖類を含有するザクロ抽出物であって、

α -カラギン/ β -ラグ酸の比率(w / w %)が 10 / 1 ~ 35 / 1 の範囲内であり、 α -カラギン/糖類の比率(w / w %)が 10 / 1 ~ 50 / 1 の範囲内であり、

　　総糖類含量が 3 % (w / w)以下であり、

α -カラギン含量が少なくとも 30 % (w / w)であり、

β -ラグ酸含量が 2 % (w / w)以下であり、

　　総フェノール類含量が少なくとも 30 % (w / w) (没食子酸当量として表示される) であり、

　　水溶性が少なくとも 7 % w / v (70 g / リットル)であり、

　　残留有機溶媒含量が 1 ppb 未満である

ことを特徴とするザクロ抽出物。

【請求項2】

　　水溶性が少なくとも 10 % w / v (100 g / リットル)であり、

　　総糖類含量が 1 % (w / w)以下である

ことを特徴とする請求項1記載のザクロ抽出物。

【請求項3】

　　グルカン(乾燥基準)含量が少なくとも 30 % の水溶性食物纖維を含有することを特徴とする請求項1又は2記載のザクロ抽出物。

【請求項4】

　　請求項1~3の何れかに記載のザクロ抽出物からなる機能性食品又は機能性飲料である栄養製品であって、

　　前記製品における α -カラギン/ β -ラグ酸の比率(w / w %)が、 10 / 1 ~ 35 / 1 の範囲内であり、

　　前記 α -カラギン/添加ザクロ糖類の比率(w / w %)が、 10 / 1 ~ 50 / 1 の範囲内である

ことを特徴とする栄養製品。

【請求項5】

　　フルクトースを更に含有し、

　　前記栄養製品中の α -カラギン/フルクトースの比率(w / w %)が、 60 / 1 ~ 100 / 1 の範囲内である

ことを特徴とする請求項4記載の栄養製品。

【請求項6】

　　前記製品は、水溶性食物纖維を含有する

ことを特徴とする請求項4~5の何れかに記載の栄養製品。

【請求項7】

　　前記 α -カラギン含量が、 0.005 % w / w ~ 5 % w / w の範囲内である

ことを特徴とする請求項4~6の何れかに記載の栄養製品。

【請求項8】

　　前記製品は、ヒドロキシチロソルを更に含有する

ことを特徴とする請求項4~7の何れかに記載の栄養製品。

【請求項9】

前記製品は、飲み物、飲料、酪農製品、植物油、海産食用油、魚介食用油、肉製品、鶏肉製品、ベーカリー製品、パスタ系製品、野菜コンサーブ、果実コンサーブ、シーフード缶詰、魚類缶詰、スナック、スゥイーツ、塩、砂糖、シーズニング及びこれらの2種類以上の組合せからなる群から選択される

ことを特徴とする請求項4-8の何れかに記載の栄養製品。

【請求項10】

前記製品は、ペット用又は動物用機能性食品である
ことを特徴とする請求項4-9の何れかに記載の栄養製品。

【請求項11】

前記ザクロ抽出物は、食品及び飲料の脂質酸化を防止又は阻止するための食品添加物として使用される

ことを特徴とする請求項1-3の何れかに記載のザクロ抽出物。

【請求項12】

前記ザクロ抽出物は、黴、細菌及びその他の微生物による食品及び飲料の腐敗を防止又は阻止するための食品添加物として使用される

ことを特徴とする請求項1-3の何れかに記載のザクロ抽出物。

【請求項13】

前記ザクロ抽出物は、心臓血管系疾患、動脈性高血圧症、動脈内へのブラーク堆積及びメタボリック症候群の予防又は治療に使用される

ことを特徴とする請求項1-3の何れかに記載のザクロ抽出物。

【請求項14】

前記製品は、心臓血管系疾患、動脈性高血圧症、動脈内へのブラーク堆積及びメタボリック症候群の予防又は治療用の薬剤及び/又は組成物の製造に使用される

ことを特徴とする請求項4-10の何れかに記載の栄養製品。

【請求項15】

前記ザクロ抽出物は、心臓血管系疾患、動脈性高血圧症、動脈内へのブラーク堆積及びメタボリック症候群の予防又は治療用の薬剤及び/又は組成物の製造に使用される

ことを特徴とする請求項1-3の何れかに記載のザクロ抽出物。